

高原町学校規模適正化基本方針（案） （概要版）

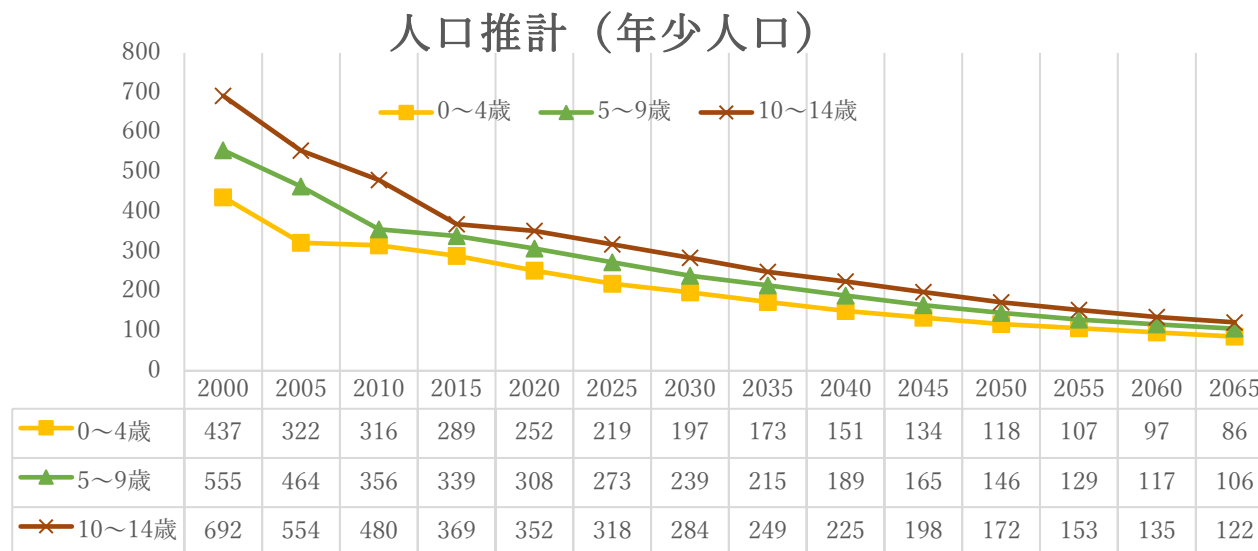
平成21年2月9日に高原町立小・中学校規模適正化検討委員会が、小学校1校・中学校1校の統合計画を内容とした答申（以下「平成21年答申という。」）を行った。この答申から10年以上が経過し、本町の人口減少はさらに進行し、これと比例するように本町の児童生徒数も減少している。加えて学校施設の老朽化も進行しており、学校施設の老朽化対策の実施にあたっては将来を見越した対応が求められる。

高原町教育委員会では、高原町学校のあり方検討委員会（会長：西村四男氏他10名）に諮問し、令和2年12月21日、当検討委員会から、「高原町学校のあり方について」の答申書が提出された。

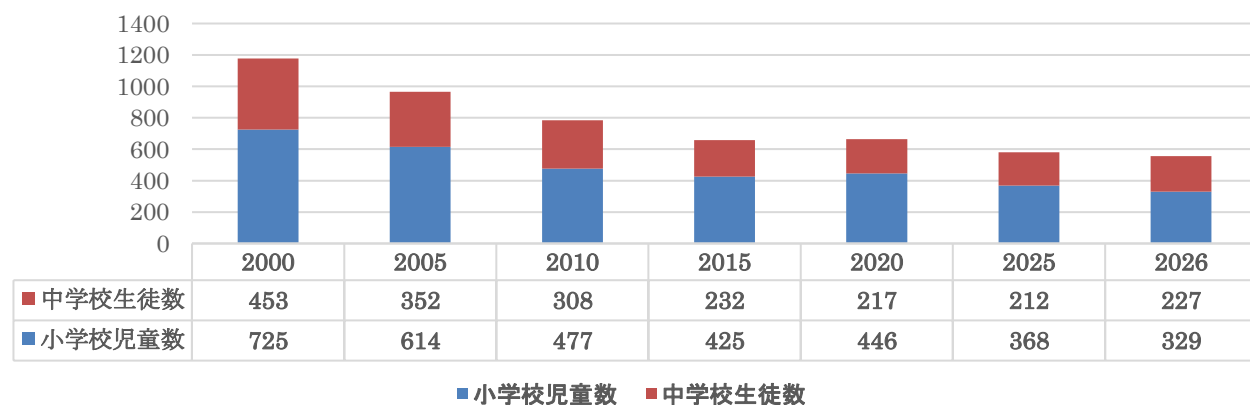
これらのことを踏まえて、次代を担う子どもたちのために、より良い教育環境の整備と学校教育の充実を図るため、「高原町学校規模適正化基本方針」を策定するものである。

今後は、本方針に沿って、児童生徒の保護者、地域住民と十分に協議を重ね、小中学校の統合を進めるものとする。

今後の町人口の推計



児童生徒数の推移及び今後の見込み



◆学校施設の老朽化

本町の学校施設は、高原中学校を除き、いずれも建築後50年近くが経過し、老朽化が激しく建て替えの時期にきている。

ICT教育の普及、推進や新型コロナウイルス感染症等、今後の感染症対策のためにも時代に適合した学校施設に建て替えた方が望ましい。

◆適正規模の考え方

学校教育法施行規則では、学校規模の標準は、小学校、中学校ともに「学級数は12学級以上18学級以下」とされ、各自治体における様々な状況・課題を勘案しながら検討を行えるよう弾力的なものとなっている。

《文科省手引における本町小中学校の状況》

学校規模	【小学校】	【中学校】		
	複式学級が存在する規模	標準規模	複式学級が存在する規模	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
学級数	1～5	12～18	1～2	6～8
該当校	広原小 狭野小 後川内小	高原小	後川内中	高原中

適正規模については、ある程度の規模を確保するという観点から次のような考えを基本とする。

- 集団による教育の充実
- クラス替えの効果
- 指導体制の充実
- 校務分担の適正化

高原町学校規模適正化基本方針

【統合方針】

- ① 広原小学校、狭野小学校及び後川内小学校を高原小学校に統合する。
小学校の統合については、小学校校舎建設後に合わせ行うことが望ましいが、建設前の統合も検討する。
- ② 後川内中学校を高原中学校に統合する。
- ③ 統合実施時期を令和8年度とする。
- ④ 小中一貫教育のメリットを活かすように検討を行う。
- ⑤ ④のメリットを活かすため、小学校校舎建設地は現高原中学校地に併設若しくは隣接とする。

【通学に係る支援】

広原小学校、狭野小学校、後川内小・中学校区域のスクールバス運行を図る。
高原小学校校区域で通学距離が4キロメートル以上の区域についてもスクールバスの運行を図る。

【給食調理場の整備を図る】【統合後の地域活性化の検討】【保護者や地域住民の理解】

《問い合わせ先》

〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓392番地 高原町教育委員会 教育総務課
TEL (0984) 42-1484(直通)42-2111(代表) FAX(0984) 42-3969 E-mail kyousou@town.takaharu.lg.jp